

3 申告所得税

統計表を見るに当たって

1 この章の統計表は、平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間の所得について、平成16年3月31日までに確定申告、修正申告、更正決定等により申告納税額が計算された者（申告納税者という。）の課税事績を全数調査し、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない者は、調査の対象から除かれている。

2 各所得者の定義

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

（注）事業所得者とは、事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

申告所得税の税率等

- 1 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る分
- | | | |
|------------------|-------|-----|
| 330万円以下の金額 | | 10% |
| 330万円を超え 900万円 | | 20% |
| 900万円を超え 1,800万円 | | 30% |
| 1,800万円を超える金額 | | 37% |
- 2 分離譲渡所得金額に係る分
- (1) 課税長期譲渡所得金額に係る分 20%
- (2) 課税短期譲渡所得金額に係る分 次のイ又はロのうちいずれが多い金額（税額）
- イ 課税短期譲渡所得金額の40%相当額
- ロ $\{ (\text{課税短期譲渡所得金額} - 50\text{万円}) + \text{課税総所得金額} \} \times \text{総合課税の税率}$ から課税総所得金額に対する税額を控除した残額の110%相当額
- 50万円は総合課税の譲渡所得がある場合はその譲渡益から先に控除し、その控除不足額を限度として控除する。

申 告 所 得 税 の 控 除

所 得 控 除

- 基礎控除 380,000円
- 配偶者控除 380,000円〔老人控除対象配偶者 480,000円、同居特別障害者（一般 730,000円、老人 830,000円）〕
- 配偶者特別控除
 - 1 配偶者が控除対象配偶者である場合
 - (1) その配偶者の合計所得金額が5万円未満である場合 380,000円
 - (2) その配偶者の合計所得金額が5万円以上である場合
380,000円 - 合計所得金額(合計所得金額が38万円未満であり、かつ、5万円の整数倍でないときは、その合計所得金額に満たない5万円の整数倍である金額のうち、最も多い金額)
 - 2 配偶者が控除対象配偶者以外の配偶者である場合
 - (1) その配偶者の合計所得金額が40万円未満である場合 380,000円
 - (2) その配偶者の合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合
380,000円 - 合計所得金額のうち38万円を超える部分の金額(そのを超える部分の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でそのを超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額)
 - (3) その配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合 30,000円
- 扶養控除 一般の扶養親族 380,000円、特定扶養親族 630,000円、老人扶養親族 480,000円
同居老親等 580,000円、同居特別障害者（一般 730,000円、特定扶養親族 980,000円、老人扶養親族 830,000円、同居老親等 930,000円）
- 障害者控除 270,000円（特別障害者 400,000円）
- 勤労学生控除 270,000円
- 寡婦(寡夫)控除 270,000円（特定の寡婦 350,000円）
- 老年者控除 500,000円
- 雑損控除 災害等による差引損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える部分の金額又は差引損失額のうち災害関連支出の金額で50,000円を超える部分の金額とのいずれか多い方の金額
- 医療費控除 支払った医療費の金額(保険金などで補てんされる部分の金額を除く。)が100,000円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額を超える部分の金額(最高2,000,000円)
- 社会保険料控除 支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額
- 小規模企業共済等掛金控除 支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、個人型年金制度の掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額
- 生命保険料控除
 - 1 一般の生命保険料だけの場合
 - (1) 支払った保険料が25,000円以下の場合 支払った保険料の全額
 - (2) 支払った保険料が25,000円を超え50,000円以下の場合
支払った保険料×1/2 + 12,500円
 - (3) 支払った保険料が50,000円を超える場合
支払った保険料×1/4 + 25,000円（最高50,000円）
 - 2 個人年金保険料だけの場合
 - (1) 支払った保険料が25,000円以下の場合 支払った保険料の全額
 - (2) 支払った保険料が25,000円を超え50,000円以下の場合
支払った保険料×1/2 + 12,500円
 - (3) 支払った保険料が50,000円を超える場合
支払った保険料×1/4 + 25,000円（最高50,000円）
 - 3 一般の生命保険料と個人年金保険料との両方がある場合
1と2との合計額（最高 100,000円）
- 損害保険料控除
 - 1 長期保険の保険料だけの場合
 - (1) 支払った保険料が10,000円以下の場合 支払った保険料の全額
 - (2) 支払った保険料が10,000円を超える場合
支払った保険料×1/2 + 5,000円（最高15,000円）
 - 2 短期保険の保険料だけの場合
 - (1) 支払った保険料が 2,000円以下の場合 支払った保険料の全額
 - (2) 支払った保険料が 2,000円を超える場合
支払った保険料×1/2 + 1,000円（最高3,000円）
 - 3 長期保険の保険料と短期保険の保険料との両方がある場合
1と2との合計額（最高15,000円）

寄付金控除 特定寄付金の支出額と総所得金額等の合計額の25%とのいずれか少ない方の金額のうち、10,000円を超える部分の金額
 上記の「特定寄付金の支出額」には「政党等寄付金特別控除」の適用を受けることを選択した政党等に対する寄付金は含まれない。

税額控除

配当控除 配当所得の金額の10%（課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当所得の金額については5%）

配当所得の金額のうち外国法人からの配当、建設利息、基金利息、特定目的会社からの配当、特定目的信託の収益の分配、公募投資信託等の収益の分配（私募証券投資信託及び特定株式投資信託の収益の分配は配当控除の対象となるが、外国株価指数連動型の特定株式投資信託は対象とならない。）、投資法人から支払を受ける配当等、源泉分離課税を選択した配当所得（平成15年4月1日以降は廃止）及び確定申告をしないことを選択した少額配当所得等は配当控除の対象とならない。

外国税額控除 外国所得税の額

控除限度額（15年分の所得税の額 × $\frac{15年分の国外所得総額}{15年分の所得総額}$ ）を限度とする。

住宅借入金等特別控除

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	控除期間
平成15年中	平成15年～24年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \\ \text{(最高 5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\%$	3,000万円以下	10年間

上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得の場合は、選択によりこの表の計算式に代えて、特例による計算式の適用を受けることができる。

政党等寄付金特別控除

次のと のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

$$\left[\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} 1万円 - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right] \right] \times 30\%$$
 所得税の額の25%相当額

この控除は、平成15年中の政党及び政治資金団体に対する寄付金の支出額の全額について適用する。

この控除は、政党等に対する寄付金の支出額について寄付金控除を受ける場合は適用できない。

上記算式の「政党等に対する寄付金の支出額」は、所得金額の合計額の25%相当額が限度とされる。

ただし、特定寄付金の支出額がある場合で、政党等に対する寄付金の支出額にその特定寄付金の支出額を加算した金額が、所得金額の合計額の25%相当額を超えるときは、その25%相当額からその特定寄付金の支出額を控除した残額とされる。

定率減税

所得税額の20%相当額（最高 250,000円）